

様式第五中

「開発行為施行同意書

を

「同意を得たことを証する書類

に、

「私が、権利を有する土地又は建築物その他の工作物について、あなたが都市計画法の規定に従い開発行為に関する工事を行うことに、同意します。
なお、当該土地又は建築物その他の工作物が公共施設の用に供する土地又は建築物その他の工作物となる場合があつても、異議ありません。」

を

「都市計画法第33条第1項第14号の開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する次の者の者の同意を得ていることを証します。」

に、

| |
|-----------|
| 権利者の氏名及び印 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

を

| |
|--------|
| 権利者の氏名 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

に改める。

- 様式第六(その一)備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第三号を削る。
- 様式第七備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第三号を削る。
- 様式第七の二備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第三号を削る。
- 様式第七の三備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第三号を削る。
- 様式第八備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第三号を削る。
- 様式第九備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第三号を削る。
- 様式第十備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第三号を削る。
- 様式第十一備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第三号を削る。
- 様式第十二備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第三号を削る。
- 様式第十三備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第三号を削る。
- 様式第十六備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第二号を削り、同様式備考第一号を同様式備考とする。

様式第十七備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第三号を削る。
(建築基準法施行細則の一部改正)

第二十八条 建築基準法施行細則(昭和四十六年愛知県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

- 第十一条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。
- 第十二条の二第二項の表(一)項(3)欄中第三号を削り、第四号を第三号とする。
- 第十二条の三第二項中「、同条第一項第三号又は同条第三項第二号に規定する書面に押された印に係る印鑑証明書」を削り、同条第二項中「、同項第二号に規定する書面に押された印に係る印鑑証明書」を削る。

様式第五の二中
 「印」を
 「氏」氏名
 「氏」氏名
 に

| | | | | |
|----|-----------------------------|----------|------------------|--------|
| 11 | 浄化槽設備士の住所、氏名、完了確認済印、免状交付番号等 | 印 第 号 | 電話<>() 年 月 日 | 番 日 |
|----|-----------------------------|----------|------------------|--------|

を

| | | | | |
|----|----------------------|-----|------------------|--------|
| 11 | 浄化槽設備士の住所、氏名、免状交付番号等 | 第 号 | 電話<>() 年 月 日 | 番 日 |
|----|----------------------|-----|------------------|--------|

に改め、同様式備考第二号を

削り、同様式備考第一号を同様式備考とする。

様式第七の二備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第二号を削り、同様式備考第一号を同様式備考とする。

様式第七の三備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考第三号を削り、同様式備考第一号を同様式備考とする。

様式第七の四(表)中「印」を削り、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

様式第九備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とする。

様式第十備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とする。

様式第十一(表)中「印」を削り、同様式(裏)中

「承
 承
 承諾
 承諾

欄」を

中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

様式第十二備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

様式第二十五中

| | | |
|---|-------|----------|
| 経 | 貸付期間 | から まで |
| | 返納年月日 | |
| 過 | | |
| | | |

| | | | | | |
|---|-------|----------|---|---------|--|
| 経 | 貸付期間 | から まで | 過 | 受領 印 | |
| | 返納年月日 | | | | |
| | | から まで | | | |
| | | から まで | | | |

を

に改める。

「 印 「

様式第三十三中

「 査員印
検 職 氏 」 を 「 査員名
検査職員 氏 」 に、

を に改める。

〔 名称及び
代表者氏名 〕

〔 名称及び
代表者氏名 〕

様式第四十一、様式第五十一及び様式第五十二中「印」を削る。

(建築士法施行細則の一部を改正する規則による改正前の建築士法施行細則の一部改正)

第七十二条 建築士法施行細則の一部を改正する規則(令和二年愛知県規則第九号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による改正前の建築士法施行細則の一部を次のように改正する。

「 名)

様式第一中

を削る。

「 署)

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。